解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二一九六番地の一

株式会社太幸飼料

代表清算人　田中　信博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

三重県尾鷲市矢浜一丁目二七番一一号

農事組合法人尾鷲柑橘生産組合

清算人　森田　一市

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年十月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

三重県名張市新町一九三番地

医療法人桝田診療所

清算人　田中　成典

解散公告（第一回）

当法人は、平成十八年八月二十日開催の理事会（理事の三分の二以上の同意）及び同日開催の評議員会の議決により平成二十年三月三十一日愛媛県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

愛媛県松山市北持田町一二五番地の一四

準学校法人高原学苑

清算人　高原　恭子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年八月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

熊本市中央区九品寺一丁目一番四号

医療法人社団清風会

清算人　北岡發矢郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十月二十日美濃市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

岐阜県美濃市一三五〇番地

美濃市美濃インター前土地区画整理組合

代表清算人　須田　鋭逸

解散公告（第二回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

山口県山口市徳地八坂七〇七番地の二

有限会社富士商

清算人　藤田　敏彦

解散公告（第三回）

当土地改良区連合は、平成二十九年十月五日秋田県知事の認可により解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

秋田県男鹿市払戸字渡部一二五番地

八郎潟西部土地改良区連合

清算人代表　小玉　鉄男

解散公告（第三回）

当自治会は解散したので、当自治会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

岐阜市加納新柳町一〇番地四

加納新柳町自治会

清算人　杉岡　滋夫

配当公告

香川県高松市三条町一三五番地七

破産者　堀上　剛司

右の者に対する高松地方裁判所平成二十七年（フ）第二六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四〇二、五六三、三七八円

一、配当することのできる金額

金一四、四七五、七八〇円

平成二十九年十一月二十日

香川県高松市亀岡町三番一三号

破産管財人　楠瀬　正司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市朝日町二七五九番地七、最後の住所茨城県水戸市朝日町二七五九番地

被相続人　亡　前田　博行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

茨城県水戸市南町三丁目四番五七号水戸セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　小沼　典彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西東京市下保谷三丁目四番、最後の住所埼玉県所沢市三ケ島四丁目二四一二番地の四

被相続人　亡　加藤　康男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　内田　敦

第12期決算公告

平成29年9月25日　東京都港区新橋四丁目5番1号

株式会社カンデオ・ホスピタリティ・マネジメント

代表取締役社長　穂積　輝明

貸借対照表の要旨

（平成29年5月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,425,368	流動負債	447,974
固定資産	1,365,186	固定負債	1,302,969
繰延資産	24,155	株主資本	2,063,766
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	1,913,766
		その他利益剰余金	1,913,766
		（うち当期純利益）	（580,349）
合計	3,814,710	合計	3,814,710

第49期決算公告

平成29年11月20日

栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3376番地

藤和那須リゾート株式会社

代表取締役社長　雪本　智史

貸借対照表の要旨

（平成29年7月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,089	流動負債	750
固定資産	541	（うち賞与引当金）	(4)
		（うち修繕引当金）	(3)
		固定負債	2,283
		（うち修繕引当金）	(2,148)
		株主資本	597
		資本金	100
		利益剰余金	497
		その他利益剰余金	497
		（うち当期純利益）	(557)
資産合計	3,630	負債・純資産合計	3,630